

第35回 新潟市景観審議会

日 時 令和5年9月6日(水) 午後1時30分より
会 場 新潟市役所本館6階 第4委員会室

次 第

1 開 会

2 議 事

議案第1号 新潟市景観計画特別区域「信濃川本川大橋下流沿岸地区」の一部変更等について
(景観計画の一部変更、屋外広告物の規格の設定及び信濃川本川大橋下流沿岸地区における高さ50mを超える建築物のデザイン等の基準の設定)

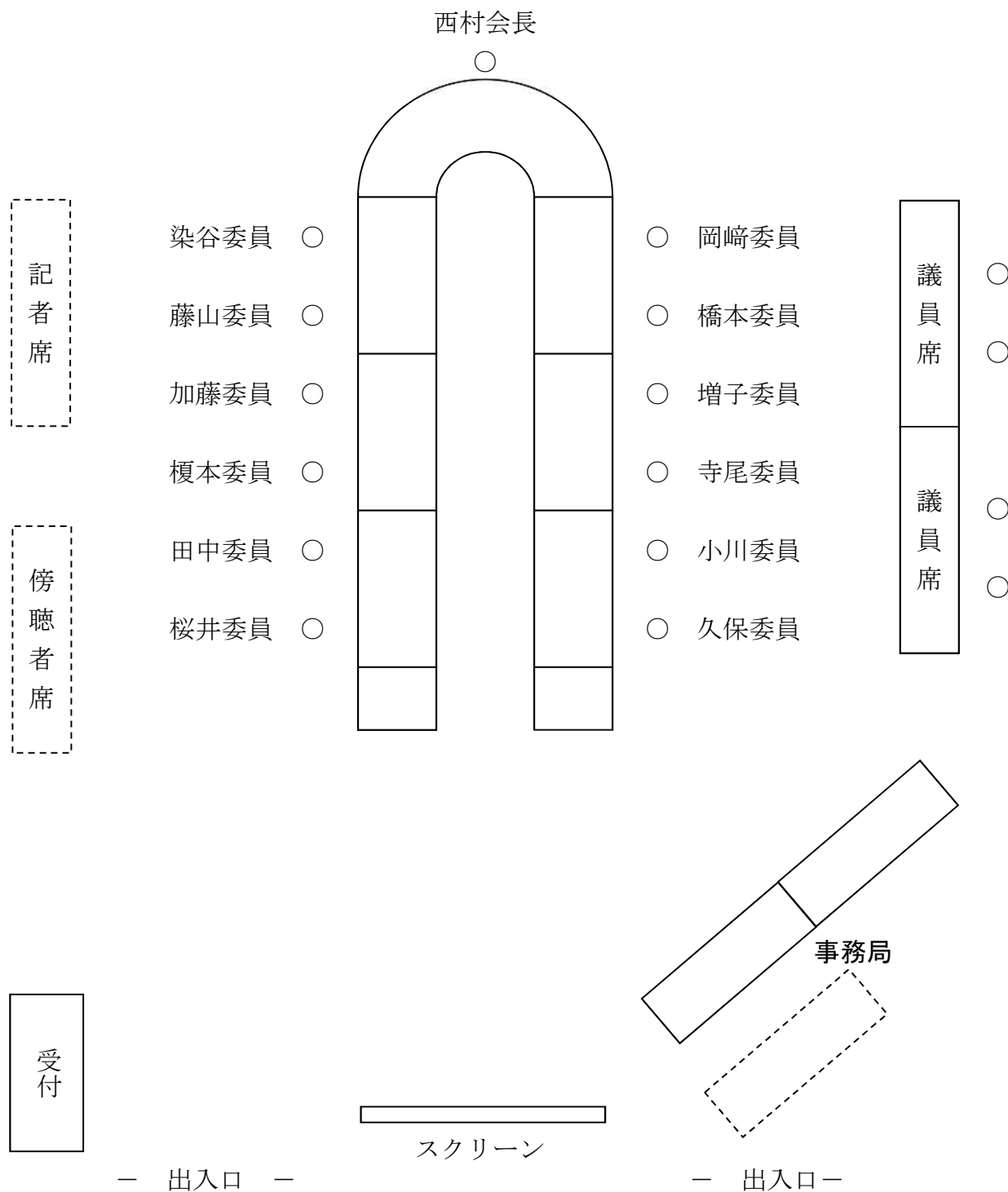
議案第2号 新潟市屋外広告物条例第7条の規定による禁止地域(新潟駅前広場及びその周囲)の変更について

議案第3号 新潟市屋外広告物条例第10条の規定による適用除外の変更について

3 閉 会

第35回 新潟市景観審議会 座席表

日時 令和5年9月6日(水) 午後1時30分より
会場 新潟市役所本館6階 第4委員会室



第17期新潟市景観審議会委員名簿

(任期：令和4年9月1日から令和6年8月31日まで)

知識経験を有する者

開志専門職大学事業創造学部教授	西村伸也
新潟大学工学部教授	岡崎篤行
新潟大学教育学部教授	橋本学
ユニバーサルカラープランナー協会	増子和美
NPO法人まちづくり学校	大滝聡
弁護士（新潟県弁護士会）	寺尾昌樹
建築家（日本建築家協会関東甲信越支部）	小川峰夫

市民

公募	久保有朋
公募	本間海渡
公募	桜井理恵子

関係団体の意見を代表する者

(一社)新潟市建設業協会	田中朋子
(公社)新潟県建築士会新潟支部	榎本実起子
新潟県広告美術業協同組合	加藤貴之
(一社)新潟市造園建設業協会理事長	荒川義克
(一社)新潟県商工会議所連合会常務理事	能登谷巖
協同組合新潟県旅行業協会	藤山里美

関係行政機関の職員

国土交通省北陸地方整備局建政部都市調整官	染谷秀徳
新潟県新潟地域振興局地域整備部長	東海林晃

新まちE第23号
令和5年8月10日

新潟市景観審議会長 様

新潟市長 中原 八



新潟市景観審議会への諮問について

新潟市景観条例第4条第2項並びに新潟市屋外広告物条例第27条第2号、第3号及び同条第4号の規定に基づき、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 新潟市景観計画特別区域「信濃川本川大橋下流沿岸地区」の一部変更等について
(景観計画の一部変更、屋外広告物の規格の設定及び信濃川本川大橋下流沿岸地区における高さ50mを超える建築物のデザイン等の基準の設定)
- 2 新潟市屋外広告物条例第7条の規定による禁止地域(新潟駅前広場及びその周囲)の変更について
- 3 新潟市屋外広告物条例第10条の規定による適用除外の変更について

第35回 新潟市景観審議会 議案

日 時 令和5年9月6日（水） 午後1時30分より

会 場 新潟市役所本館6階 第4委員会室

新 潟 市 景 観 審 議 会

（事務局 新潟市都市政策部まちづくり推進課）

第35回 新潟市景観審議会 付議案件

議案番号	付 議 案 件
1	新潟市景観計画特別区域「信濃川本川大橋下流沿岸地区」の一部変更等について (景観計画の一部変更、屋外広告物の規格の設定及び信濃川本川大橋下流沿岸地区における高さ50mを超える建築物のデザイン等の基準の設定)
2	新潟市屋外広告物条例第7条の規定による禁止地域(新潟駅前広場及びその周囲)の変更について
3	新潟市屋外広告物条例第10条の規定による適用除外の変更について

議案第 1 号

新潟市景観計画特別区域「信濃川本川大橋下流沿岸地区」等の一部変更(案)

※赤字が景観計画の変更又は追加部分。下線部分は第 33 回景観審議会からの変更部分

1 景観計画区域特別区域「信濃川本川大橋下流沿岸地区」の一部変更案

(1) 地区名 (変更ありません)

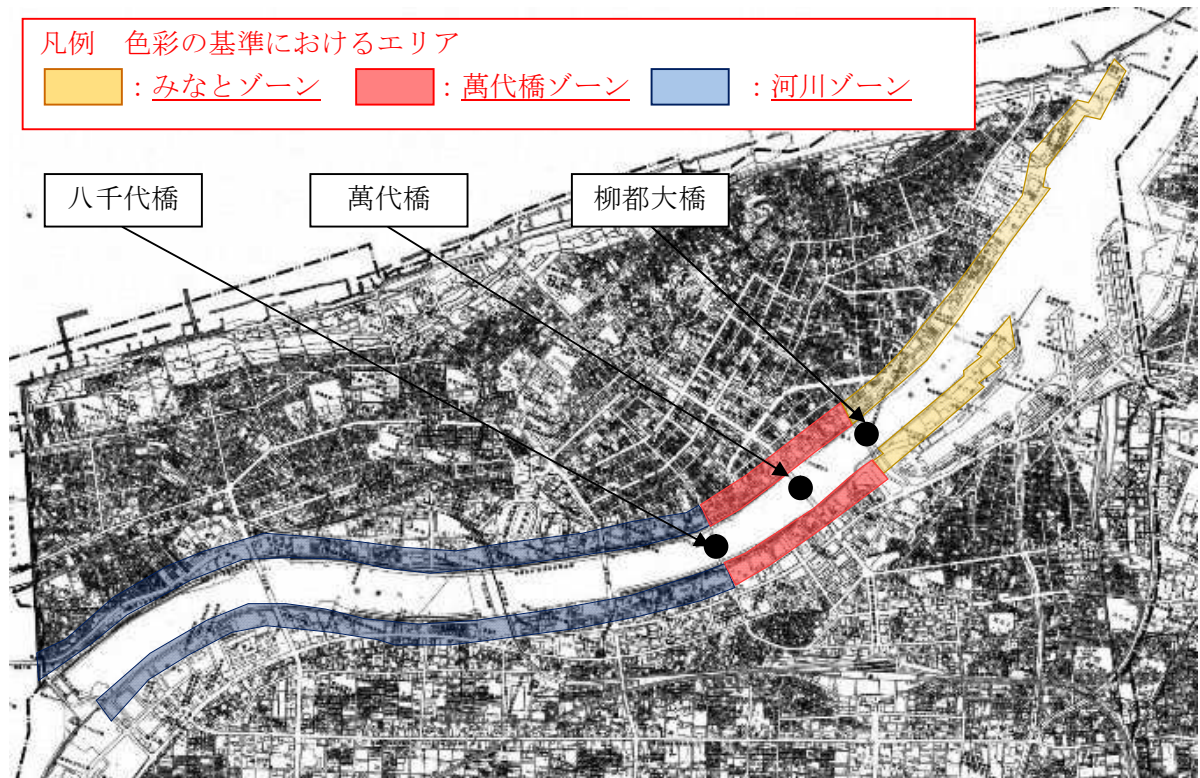
信濃川本川大橋下流沿岸地区

(2) 地区の概況 (変更ありません)

本市を代表する景観のひとつとして、将来にわたって市民共通の資産として、景観形成を図るべき地区。(面積 約133.7ha)

(3) 特別区域「信濃川本川大橋下流沿岸地区」の範囲

(色彩に関するエリア分けを追加(区域範囲には変更ありません))



(4) 景観形成の方針 (変更ありません)

- (ア) 萬代橋を活かした景観づくりを進める。
- (イ) 水上や対岸から見て、開放感のある景観づくりを進める。

(5) 届出対象行為 (変更ありません)

- ア 高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物の新築、増築、改築又は移転
- イ 高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物の外観の変更をすることとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が外観の2分の1を超えるもの
- ウ 地盤面からの高さが15メートルを超える工作物の新設、増築、改築又は移転

エ 地盤面からの高さが15メートルを超える工作物の外観の変更をすることとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が外観の2分の1を超えるもの
 オ 建築物の建築を目的とした宅地造成等における法面の高さが6メートルを超える土地の形質の変更

(6) 景観形成基準 (一部変更)

対象事項		景観形成基準(行為制限)																																									
建築物	配 置	<ul style="list-style-type: none"> ●河川、道路、公園など優れた地域の特性を活用するよう努めること。 ●周辺建築物の壁面の位置を考慮し、調和を図るよう努めること。 ●信濃川沿いの道路に接する部分については、セットバックなどにより、歩行者等に圧迫感を与えないよう努めること。 ●対岸からの眺望景観に配慮し、道路・隣地間の距離を確保して背後の街並みが見えるよう努めること。 																																									
	意 匠	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物全体が統一感のある意匠となるよう努めること。 ●道路に面する外壁だけでなく、側面についても配慮すること。 ●対岸からの眺望景観に配慮し、長大な壁面は避け、開放感と広がりのある景観となるよう努めること。 																																									
	高 さ	<p>●開放感のある景観となるよう、高さは50メートル以下とすること。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、それぞれに定めるところによることができる。</p> <p>(ア) 平成19年4月1日時点に現に存する建築物又は現に建築中の建築物で、高さ50メートルを超えていた建築物の新築、増築、改築又は移転については、既存の高さ以下とすること。</p> <p>(イ) 都市再生緊急整備地域（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項に規定する地域。）内の建築物で、新潟市景観審議会の意見を聴いて、市長が特に良好な景観形成を図ることができると認めた建築物の新築、増築、改築又は移転については、市長が認めた高さ以下とすること。</p>																																									
	色 彩	<p>●道路その他の公共の場所から見える部分の外壁及び柱等並びに勾配屋根の色彩は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色は、この限りでない。</p> <p><u>みなとゾーン</u>（信濃川河口から柳都大橋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th colspan="2">3階以下の外壁等</th> <th colspan="2">4階以上の外壁等</th> <th colspan="2">勾配屋根</th> </tr> <tr> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td rowspan="2">4以上 8.5以下</td> <td>—</td> <td>6以上 9以下</td> <td>—</td> <td>4以上 9以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5 YR～ 5 Y</td> <td rowspan="2">4以下</td> <td>6以上 8未満</td> <td>4以下</td> <td>4以上 8未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>8以上 9以下</td> <td>2以下</td> <td>8以上 9以下</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>2以下</td> <td>6以上 9以下</td> <td>1以下</td> <td>4以上 9以下</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table>						色相	3階以下の外壁等		4階以上の外壁等		勾配屋根		明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	無彩色	4以上 8.5以下	—	6以上 9以下	—	4以上 9以下	—	5 YR～ 5 Y	4以下	6以上 8未満	4以下	4以上 8未満	4以下	8以上 9以下	2以下	8以上 9以下	2以下	上記以外		2以下	6以上 9以下	1以下	4以上 9以下
色相	3階以下の外壁等		4階以上の外壁等		勾配屋根																																						
	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度																																					
無彩色	4以上 8.5以下	—	6以上 9以下	—	4以上 9以下	—																																					
5 YR～ 5 Y		4以下	6以上 8未満	4以下	4以上 8未満	4以下																																					
	8以上 9以下		2以下	8以上 9以下	2以下																																						
上記以外		2以下	6以上 9以下	1以下	4以上 9以下	1以下																																					

萬代橋ゾーン（柳都大橋から八千代橋）

色相	3階以下の外壁等		4階以上の外壁等		勾配屋根	
	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
無彩色	4以上 8.5以下	—	6以上 8.5以下	—	4以上 8.5以下	—
5 Y R～ 5 Y		4以下	6以上8 未満	4以下	4以上8 未満	4以下
			8以上 8.5以下	2以下	8以上 8.5以下	2以下
上記以外	1以下	6以上 8.5以下	1以下	4以上 8.5以下	1以下	

河川ゾーン（八千代橋から本川大橋）

色相	3階以下の外壁等		4階以上の外壁等		勾配屋根	
	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
無彩色	3以上 8.5以下	—	6以上 9以下	—	4以上 9以下	—
1 0 R～ 5 Y		6以下	6以上 8未満	4以下	4以上 8未満	4以下
			8以上 9以下	2以下	8以上 9以下	2以下
上記以外	2以下	6以上 9以下	1以下	4以上 9以下	1以下	

- 道路その他の公共の場所から見える部分の強調色（アクセントカラー）については、使用部分を3階以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、合計使用面積）は、使用する壁面の3階以下部分の面積の20分の1以下とすること。ただし、萬代橋ゾーンの強調色については次の表のとおりとし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色は、この限りでない。

色相	明度	彩度
無彩色	3以上 8.5以下	—
5 Y R～ 5 Y	3以上 8.5以下	6以下
上記以外	3以上 8.5以下	2以下

- 色数は、できる限り少なくするとともに、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相：色あい、明度：明るさ、彩度：あざやかさ）の対比が強くないよう努めること。

仕上げ材

- 汚れに耐え、損傷、色があせないなどの材料の使用に努めること。
- 面積の大きい屋根や外壁は、光沢の強い材料の使用を避けるように努めること。

建築物	上部	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物本体と一体的なデザインとし、建築物上部の形態を整えるよう努めること。 ●屋根の形態は、街並みとの調和に配慮すること。 													
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ●道路からできるだけ見えにくい位置に設置するよう努めること。 ●屋上設備は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適切な覆いで隠すよう努めること。 ●壁面設備は、壁面と同一の色調とするなど建築物全体との調和に努めること。 ●排気塔や換気フード等は十分に意匠を検討し、目立たないような配慮をすること。 ●窓面からの透過光や壁面、植栽のライトアップ、信濃川の水面への映り込みなど、上質な夜間景観を演出するため、適切に照明設備を設置するよう努めること。 ●対岸から直接光源が見えないよう、照明の配置や光源の遮蔽に配慮すること。 ●照明の色温度は、3000K（ケルビン）以下とするよう努めること。 ●照明は輝度の高いものを避けるよう努めること。 ●点滅・回転する照明、輝度の変化する照明は、地上10m以下に用い、その速度を緩やかなものとするよう努めること。 													
	屋外階段 バルコニー 等	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物全体としてまとまりのある位置、意匠とするよう努めること。 ●建築物が好ましい表情を持つような形状、色彩となるよう配慮すること。 													
	附属建築物 等	<ul style="list-style-type: none"> ●まち並みの統一感を乱さない配置に努めること。 ●建築物本体と調和するよう努めること。 ●緑化等で目立たないよう工夫すること。 													
	外構及び植栽	<ul style="list-style-type: none"> ●道路との境界部は歩行者空間とのつながりに配慮し、建築物の前面にゆとりとるおいのある空間の確保に努めること。 ●塀、柵等はデザインを工夫するとともに、色彩は周囲に溶け込むよう努めること。 ●敷地境界部は生垣による緑化の推進に努めること。 ●地域にあった樹木などにより四季の演出を考慮した植栽に努めること。 ●できるだけ高木性の樹木を多く植えるよう努めること。 ●既存の樹木を適切に保全するよう努めること。 ●駐車場には植栽等により、道路等外部からの景観に配慮するよう努めること。 ●大規模な駐車場は、緑化舗装や高木性の樹木などにより、修景に努めること。 ●道路から直接駐車する方式は避けるよう努めること。 ●ごみ置場は、収集口が道路側に直接面しないよう努めるとともに、建築物本体との統一性をもたせ、植栽による修景にも配慮すること。 													
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●周囲に与える突出感、違和感を軽減するよう努めること。 ●通信用鉄塔等は、できるだけ高さを抑え、形状を細くするよう努めること。 													
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●道路その他の公共の場所から見える部分の色彩は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色は、この限りでない。 <p><u>みなとゾーン</u>（信濃川河口から柳都大橋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th colspan="2">10m以下の壁面等</th> <th colspan="2">10m以上の壁面等</th> </tr> <tr> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>4以上 8.5以下</td> <td>—</td> <td>6以上 9以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	色相	10m以下の壁面等		10m以上の壁面等		明度	彩度	明度	彩度	無彩色	4以上 8.5以下	—	6以上 9以下	—
色相	10m以下の壁面等		10m以上の壁面等												
	明度	彩度	明度	彩度											
無彩色	4以上 8.5以下	—	6以上 9以下	—											

5 Y R ~ 5 Y		4 以下	6 以上 8 未満	4 以下
			8 以上 9 以下	2 以下
上記以外		2 以下	6 以上 9 以下	1 以下

萬代橋ゾーン（柳都大橋から八千代橋）

色相	10m以下の壁面等		10m以上の壁面等	
	明度	彩度	明度	彩度
無彩色	4 以上 8.5 以下	—	6 以上 8.5 以下	—
5 Y R ~ 5 Y		4 以下	6 以上 8 未満	4 以下
			8 以上 8.5 以下	2 以下
上記以外	1 以下	6 以上 8.5 以下	1 以下	

河川ゾーン（八千代橋から本川大橋）

色相	10m以下の壁面等		10m以上の壁面等	
	明度	彩度	明度	彩度
無彩色	3 以上 8.5 以下	—	6 以上 9 以下	—
10 R ~ 5 Y		6 以下	6 以上 8 未満	4 以下
			8 以上 9 以下	2 以下
上記以外	2 以下	6 以上 9 以下	1 以下	

- 道路その他の公共の場所から見える部分の強調色（アクセントカラー）については、使用部分を地上10メートル以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、合計使用面積）は、使用する壁面の地上10m以下の部分の面積の20分の1以下とすること。ただし、萬代橋ゾーンの強調色については次の表のとおりとし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色は、この限りでない。

色相	明度	彩度
無彩色	3 以上 8.5 以下	—
5 Y R ~ 5 Y	3 以上 8.5 以下	6 以下

		上記以外	3以上 8.5以下	2以下
植栽	<ul style="list-style-type: none"> ●地域にあった樹木などにより四季の演出を考慮した植栽に努めること。 ●できるだけ高木性の樹木を多く植えるよう努めること。 ●周囲に与える圧迫感や威圧感を軽減するよう敷地周囲の植栽に努めること。 			
土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ●法面緑化や擁壁の前部緑化などにより、周辺に与える圧迫感や違和感を軽減するよう努めること。 ●周囲と調和できるような形態、色彩となるよう努めること。 			

(7) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項(追加)

信濃川本川大橋下流沿岸地区(万代シティ広告物活用地区は除く。)においては、萬代橋や開放的な景観に調和するよう、以下の事項に配慮すること。

●屋上広告は以下のとおりとする。

【高さ】地上から高さ10メートル以下

●壁面広告は以下のとおりとする。

【高さ】地上から高さ10メートル以下(自家用広告物等(ビル又は建物の名称及び社章等に限る。))を除く。

【その他】地上からの高さ10メートルを超える場合は、切り文字又は箱文字とすること。

地上からの高さ10メートルを超える場合は、バックライト式又は箱文字内照式とすること。

●突出広告は以下のとおりとする。

【高さ】地上からの高さ10メートル以下

●野立て広告塔・野立て広告板は以下のとおりとする。

【高さ】地上からの高さ10メートル以下

2 新潟市景観計画区域全域における、文化財建造物への景観形成基準の適用除外の案(追加)

以下に該当する文化財建造物は新潟市景観計画区域全域において景観形成基準の全部又は一部を適用しないことができる。

- ①文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物に指定された建築物及び工作物
- ②文化財保護法の規定により有形文化財に登録された建築物及び工作物
- ③新潟県文化財保護条例(昭和48年新潟県条例第33号)の規定により文化財に指定された建築物及び工作物
- ④新潟市文化財保護条例(昭和47年新潟市条例第4号)の規定により文化財に指定された建築物及び工作物

新潟市景観計画特別区域「信濃川本川大橋下流沿岸地区」における 屋外広告物の規格の設定（案）

新潟市景観計画特別区域「信濃川本川大橋下流沿岸地区」における広告物等の規格は、新潟市屋外広告物条例施行規則別表第1に次の基準を加える。

(1) 屋上広告は以下のとおりとする。

【高さ】地上から高さ10メートル以下

(2) 壁面広告は以下のとおりとする。

【高さ】地上から高さ10メートル以下（自家用広告物等（ビル又は建物の名称及び社章等に限る。）を除く。）

【その他】地上からの高さ10メートルを超える場合は、切り文字又は箱文字とすること。

地上からの高さ10メートルを超える場合は、バックライト式又は箱文字内照式とすること。

(3) 突出広告は以下のとおりとする。

【高さ】地上からの高さ10メートル以下

(4) 野立て広告塔・野立て広告板は以下のとおりとする。

【高さ】地上からの高さ10メートル以下

新潟市景観計画特別区域「信濃川本川大橋下流沿岸地区」における 高さ 50m を超える建築物のデザイン等の基準（案）

※下線部分は第 33 回景観審議会からの変更部分

新潟市景観計画特別区域「信濃川本川大橋下流沿岸地区」における高さ 50m を超える建築物のデザイン等の基準を定めます。

1 高さ 50m を超える建築物のデザイン等の方針案

(1) 萬代橋周辺エリア（注 1）

- ① 萬代橋と調和する意匠とする等、萬代橋と一体となって、新潟都心の洗練された景観づくりを進める。
- ② 対岸から見て、背後に広がる市街地を感じられる景観づくりを進める。
- ③ 緑化により、うるおいとやすらぎを感じる景観づくりを進める。
- ④ 広場などの空間により、人々の交流を促す景観づくりを進める。

(2) 万代島エリア（注 1）

- ① みなとを感じられるような景観づくりを進める。
- ② 既存のランドマークと調和させ統一感のある景観づくりを進める。
- ③ 新たなシンボルとなる景観づくりを進める。
- ④ 緑化により、うるおいとやすらぎを感じる景観づくりを進める。
- ⑤ 広場などの空間により、人々の交流を促す景観づくりを進める。

2 高さ 50m を超える建築物のデザイン等に関する基準案

エリア	基準
(1) 萬代橋周辺 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ① 萬代橋の特徴である御影石や六連のアーチを考慮したデザインとすること。 ② 外壁等の仕上げ材は、萬代橋の御影石と調和する材料を使用するよう努めること。 ③ 配置や形態意匠については、<u>萬代橋や対岸から見た場合の背景となるランドマーク等の景観を考慮すること。</u> ④ <u>信濃川と直行する道路に面する敷地は、当該道路からセットバックするなど、当該道路から水辺方向を見た場合に、信濃川やすらぎ堤を認知できるよう、配置や形態意匠を工夫するよう努めること。</u> ⑤ 国道 7 号、信濃川やすらぎ堤又は港湾緑地に面する敷地は、これらと敷地を接続する施設を設ける等、敷地と周辺施設との回遊性の向上に努めること。 ⑥ 国道 7 号に面する敷地は、国道からのセットバックや国道側の建物高さを抑えるなど、萬代橋橋詰の開放感を維持、向上できるよう工夫すること。 ⑦ 高さは 75～100m（注 2）以下を標準とすること。

<p>(2) 万代島 エリア</p>	<p>①万代島のシンボルとなるような優れたデザインとなるよう工夫すること。 ②既存のランドマークと調和する意匠となるよう工夫すること。 ③みなとを感じられるよう、水際に親水空間などを設けるよう努めること。 ④みなとを感じられるよう、水辺に面する1、2階等の低層部はガラス等を用い、透明化を図るよう努めること。 ⑤高さは145m以下を標準とすること。</p>
<p>(3) 萬代橋周辺 エリア・万 代島エリア 共通</p>	<p>①高さは周辺の建築物等の高さを考慮するよう努めること。 ②建築物の敷地の信濃川に面する部分の両端から最も近い信濃川水際上の位置の鉛直面に投影した当該建築物の壁面面積は、次に掲げる算式により算定した面積(W)以下を標準とすること。 <u>$W = L \times 50$ (単位 m^2)</u> <u>L: 当該建築物の敷地の信濃川に面する部分の両端から最も近い信濃川水際上の位置間の水平距離 (単位 m)</u> ③人々の交流を促すためのオープンスペース(注3)を設けること。 ④信濃川に建築物の表側を見せること。 ⑤形態、色彩、素材等による分節化などにより圧迫感の軽減を図ること。 ⑥敷地面積に対する緑地の割合(G)の最低限度は次に掲げる算式により算定したものを標準とすること。ただし、25%を超える場合はその最低限度は25%を標準とする。 <u>$G = (y/500 + 0.05) \times 100$</u> <u>G: 緑化率 (単位 %)</u> <u>y: 建築物高さ (単位 m)</u> ⑦植栽は、屋上や壁面の緑化、高木の植栽等、対岸から見てやすらぎ堤と一体となって、ボリュームのある緑を感じることができるよう工夫をすること。 ⑧新潟の風土に適した樹種を選定すること。 ⑨開花時期の異なる樹種や落葉樹等、四季の演出を考慮して植栽の樹種を選定すること。 ⑩植栽は美観を保つよう、適切に維持管理できる体制や環境を整えること。 ⑪都市再生緊急整備地域 新潟都心地域 地域整備方針に整合する建築物であること。</p>

注1 新潟市景観計画に定める特別区域「信濃川本川大橋下流沿岸地区」と都市再生緊急整備地域(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第3項に規定する地域。)が重複するエリアのうち、都市計画道路万代島ルート線より北側の部分を「万代島エリア」、万代島エリア以外の部分を「萬代橋周辺エリア」とする。

注2 建築物の各部分の高さは、信濃川に面する特別区域の境界からの水平距離に 0.25 を乗じて得た数字に 75mを加えた数値を目安とする。

注3 オープンスペースは、次の基準を満たすものを標準とし、市と協議が調ったものとする。

(1) 誰もが日常、自由に利用し、又は通行できる空間とすること。

(2) 非常時を除いて専ら自動車、自転車の通行や駐車のために供さないものであること。

(3) 萬代橋や信濃川を眺めることが出来るスペース（ピロティやアトリウムなどを含む）を有し、適切に植栽が配置されていること。

(4) 催し等の実施や人の滞留のためのスペース及び設備を設けること。

(5) 舗装、ベンチ及び植栽などの仕様や配置は優れたデザインとすること。

議案第 2 号

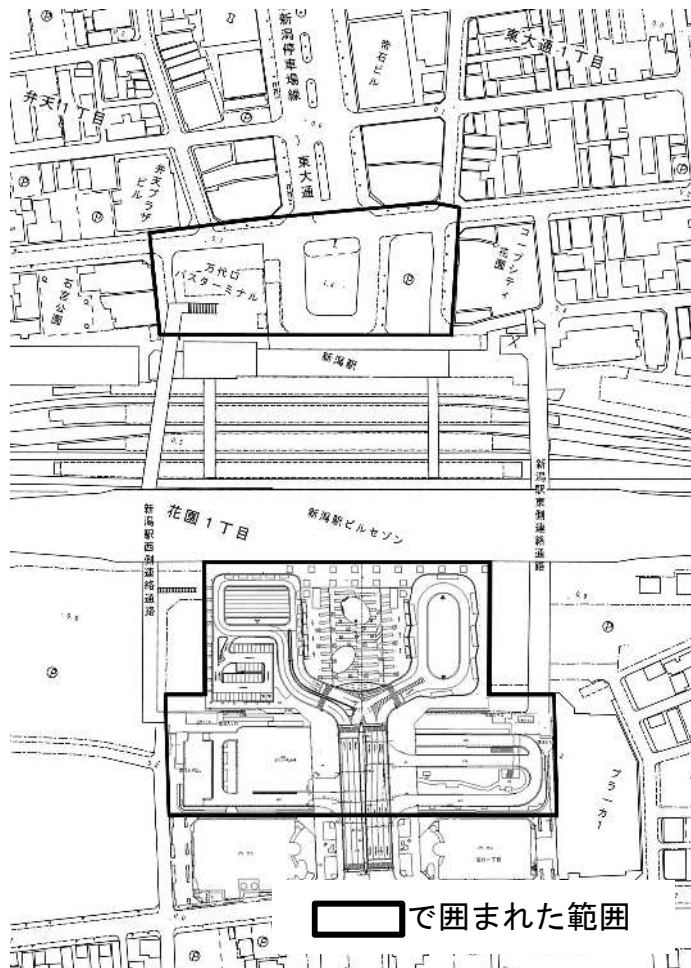
新潟市屋外広告物条例第 7 条の規定による禁止地域（新潟駅前広場及びその周囲）の変更（案）

新潟市屋外広告物条例（平成 7 年新潟市条例第 5 9 号）第 7 条の規定による禁止地域の指定に関する告示（平成 8 年新潟市告示第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 項第 8 号中「別図に定める区域」の別図 禁止地域（新潟駅前広場及びその周囲）を、次のように改める。

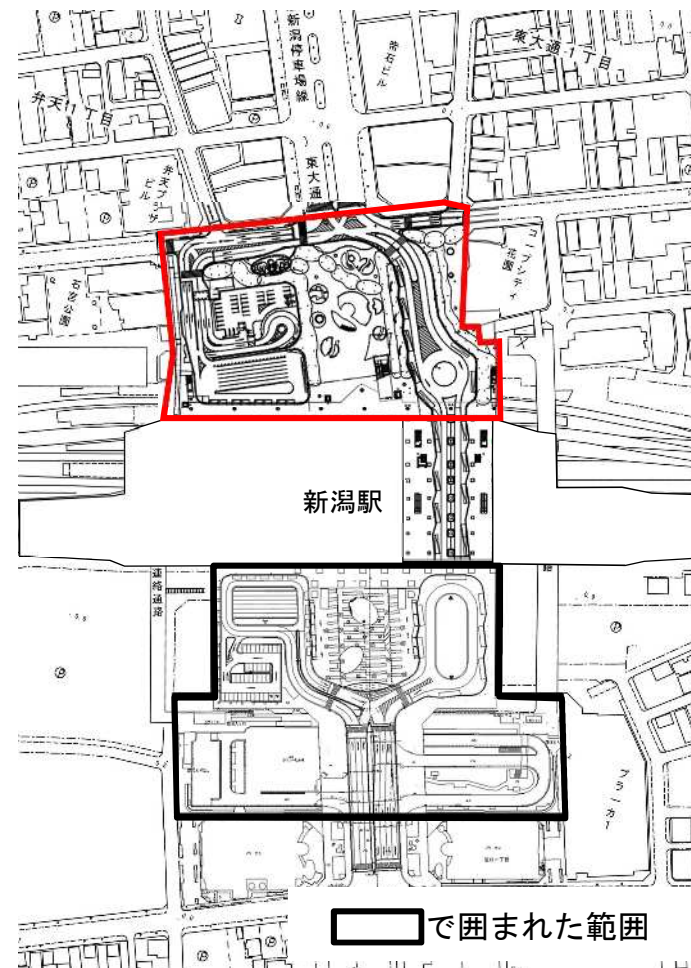
現行

別図 禁止地域（新潟駅前広場及びその周囲）



改正案

別図 禁止地域（新潟駅前広場及びその周囲）



新潟市屋外広告物条例第10条の規定による適用除外の変更（案）

（赤字：改正部分）

新潟市屋外広告物条例第10条第5項第1号を次のように改め、適用除外の対象に景観重要建造物及び景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）を追加する。

5 次に掲げる広告物等については、第8条第1項の規定は、適用しない。

（1）第8条第1項第8号、第9号又は第11号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を示すために表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの。

同条例第10条の次に次の1条を加え、公益上必要な案内板等、エリアマネジメント広告、特に良好な景観の形成に寄与する広告物の適用除外の特例の規定を追加する。

（適用除外の特例許可）

第10条の2 市長は、規則で定める公益上必要な施設又は物件に表示し、又は設置する広告物等であって、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は維持管理に要する費用の全部又は一部に充てるものと認めるときは、第7条及び第8条第1項第5号（街灯柱に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、第3条第1項、第4条第1項及び第2項の許可をすることができる。

2 市長は、法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物等であって、その広告料収入を規則で定める地域における公共的な取組に要する費用の全部又は一部に充てるものと認めるときは、第7条及び第8条（第1項第1号、第3号、第4号、第6号、第7号（路上変圧器に係る部分を除く。）を除く。）の規定にかかわらず、第3条第1項、第4条第1項及び第2項の許可をすることができる。

3 市長は、特に良好な景観の形成に寄与する広告物等又はその表示若しくは設置が公益上その他の理由によりやむを得ない広告物等で景観上支障がないものと認めるときは、第6条から第8条までの規定にかかわらず、第3条第1項、第4条第1項及び第2項の許可をすることができる。

同条例施行規則 別表第 2 中

「

(6) 条例第 10 条第 5 項第 1 号に掲げる広告物等	その他	ア けい光塗料又は反射塗料を使用していないこと。
--------------------------------	-----	--------------------------

」を

「

(6) 条例第 10 条第 5 項第 1 号に掲げる広告物等	表示面積	景観重要建造物及び景観重要樹木については 1 物件につき 5 平方メートル以内
	その他	ア けい光塗料又は反射塗料を使用していないこと。 イ 景観重要建造物及び景観重要樹木については当該建造物及び樹木と調和したものであること。

」に

改め、景観重要建造物等の適用除外の基準を追加する。